

件名	亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>現在、川崎小学校区には放課後児童クラブが設置されていますが、川崎小学校の児童数は増加傾向にあり、保護者を対象としたアンケート調査の結果においても放課後児童クラブの利用ニーズは高まっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、川崎小学校校舎改築工事1期工事（平成29年3月完成予定）において、新校舎の一部に定員をおおむね80人（2つの支援の単位に分けます。）とする放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定めるとともに、別表の整理を行います。 <第2条及び別表第1関係></p> <p>ア 名称 川崎小学校区放課後児童クラブ</p> <p>イ 位置 亀山市能褒野町77番地22</p> <p>ウ 定員 おおむね80人</p> <p>（2）川崎小学校区放課後児童クラブの開所時間を定めます。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、平成29年4月1日とします。</p> <p>（2）川崎小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。</p>		

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第26号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童クラブ条例（平成17年亀山市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「40人」を「別表第1のとおり」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (4) 川崎小学校区放課後児童クラブ 午後0時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、祝日法による休日及び休業日にあつては、午前8時から午後5時30分までとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	定員
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目9番9号	40人
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町53番地6	40人
井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町52番地	40人
川崎小学校区放課後児童クラブ	亀山市能褒野町77番地22	80人
関小学校区放課後児童クラブ	亀山市関町木崎864番地1	40人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の亀山市放課後児童クラブ条例第3条の規定による川崎小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。